

ちょうせい



特集

50年を迎えた公害等調整委員会

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年（第2回）
公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム（第2回）

誌上セミナー

振動について

第3回 振動に対する感覚について

ネットワーク

がんばってまーす

苦情対応を行うこと、その意義について

公害苦情対応で思うこと

[新潟県新発田市]

[京都府木津川市]



月岡温泉「月あかりの庭」
(写真提供：新潟県新発田市)



ブランド苺「越後姫」
(写真提供：新潟県新発田市)

Contents

2 特集 50年を迎えた公害等調整委員会

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年(第2回)
公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム(第2回)

公害等調整委員会事務局

22 誌上セミナー「振動について」

第3回 振動に対する感覚について

日本大学理工学部建築学科 とみた りゅうた 富田 隆太

31 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



加茂町奥畑の茶畑
(写真提供：京都府木津川市)



市の花「コスモス」(史跡^{くじきょう}恭仁京跡)
(写真提供：京都府木津川市)

<ネットワーク>

32 がんばってまーす

* 苦情対応を行うこと、その意義について

新潟県新発田市環境衛生課主事 ^{わたなべ しんきち} 渡邊 真吉

* 公害苦情対応で思うこと

京都府木津川市市民部まち美化推進課主任 ^{ねごろ りょうこ} 根来 良子

36 公害等調整委員会の動き(令和4年7月～9月) 公害等調整委員会事務局 ※

39 都道府県公害審査会の動き(令和4年7月～9月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 ^{きづがわ} 木津川 <関連：34 ページ> (写真提供：京都府木津川市)

木津川市の地域では、3世紀ごろから木津川が交通路として利用され、淀川を通り大和と瀬戸内を結ぶ航路の起点にありました。奈良時代には、木津が平城京などの都城建設の木材の陸揚げ港として栄えました。「木津」という地名は、それが由来となっています。

写真やデータで振り返る 公害等調整委員会の50年

第2回 昭和50年代半ば頃～平成10年代

公害等調整委員会事務局

■公害等調整委員会の50年の歩みを、写真やデータから振り返ります。
今回は、主に、昭和50年代半ば頃～平成10年代までをご紹介します。

1 昭和から平成へ



(写真) 公害等調整委員会庁舎

左上；旧総理府庁舎（～平成13年4月）

右下；中央合同庁舎4号館（平成13年4月～）

中央省庁再編

昭和の終わり頃から、行政機関の再編や公社の民営化等が進み、行政改革も大きく進みました。

平成10年6月には、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）が制定され、国の行政機関の再編成、行政組織の効率化等の改革が定められました。

翌年、総務省設置法（平成11年法律第91号）が制定され、平成13年1月6日から総理府の外局であった公害等調整委員会は総務省の外局となり、現在に至っています。（同年4月に現在の所在地に移転。）

環境基本法の制定

都市・生活型公害問題、廃棄物問題、地球環境問題などに適切な対策を講じていくため、平成5年には、公害対策基本法を発展的に継承し、環境の保全について基本理念を定め、国などの責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める環境基本法（平成5年法律第91号）が制定されました。

2 公害等調整委員会が取り扱った主な事件

公害紛争事件の傾向

昭和50年代半ば頃～平成10年代始め頃は、新規受付事件数は減少しましたが、10回以上にわたる参加申立があった、複数回の調停を要したなど、長期化した事件もありました。



(写真) 大阪国際空港（伊丹空港）を離発着する航空機
（昭和50年撮影） 写真提供：豊中市

大阪国際空港騒音調停申請事件

本事件は、昭和48年2月、大阪国際空港（伊丹空港）に離着陸する航空機の騒音、振動等に係る公害紛争に関し、同空港周辺の住民から、同空港を管理、運用する国（代表者運輸大臣（当時））を相手方として、公害等調整委員会に最初の調停申請がなされました。

申請人の数が2万人を超える我が国の民事紛争史上まれなマンモス事件で、公共性が高い国際空港の管理、運用に係る先例のない事件でした。周辺住民10

グループから、当初申請のほか23回に及ぶ調停申請、参加申立を受けました。うち、8グループについて、中間調停など複数回の調停を経て、昭和61年12月に最終調停が成立しました。

参考 ・ 公害等調整委員会 HP「大阪国際空港騒音調停申請事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/oosakakokusai.html>

・ 機関誌「ちょうせい」第107号「大阪国際空港騒音調停申請事件のその後」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777484.pdf



(写真) スパイクタイヤにより削られた舗装道路の粉じんが舞い上がる街並み 写真提供：朝日新聞社

スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件

昭和62年4月、長野県在住の弁護士62人から、スパイクタイヤメーカー7社を相手方として、スパイクタイヤの使用によって生ずる粉じんの被害の発生を防止するため、スパイクタイヤの販売停止（後に製造・販売停止に申請内容を変更）を求める調停が、長野県知事に申請されました。

その後、本事件は公害等調整委員会に

引き継がれるとともに、東北6県及び北海道の弁護士等207人が参加人として加わり、調停が進め

られた結果、昭和 63 年 6 月に、一定期間後にスパイクタイヤの製造・販売を中止する等を内容とする調停が成立しました。

スパイクタイヤをめぐる調停事件は、平成元年 8 月及び 10 月に国（関係省庁）を相手とするスパイクタイヤ使用禁止等に係る適切な措置を講ずることを求める調停申請がなされましたが、平成 2 年 6 月のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成 2 年法律第 55 号）の成立後、平成 3 年 3 月に取り下げられました。

- 参考
- ・ 公害等調整委員会 HP 「スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件」
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/spiketire.html>
 - ・ 機関誌「ちょうせい」第 98 号「平成の公害紛争事件 ～平成 30 年度公害等調整委員会『年次報告』(白書) から～」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000638767.pdf
 - ・ 機関誌「ちょうせい」第 101 号「スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000687006.pdf



(写真) 複々線化工事が進む小田急線
写真提供：読売新聞社

小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

平成 4 年 5 月、東京都の住民から、鉄道会社を相手方として、受忍限度を超える騒音、振動等による生活妨害等に係る被害について、損害賠償金の支払を求める等の責任裁定が申請されました。

裁定委員会は、27 回の審問期日と 2 回の証拠調べ期日を開催し、平成 10 年 2 月に話し合いによる解決の余地を残しながら審問を終結しました。

裁定委員会は、申請人らにとって生活環境の悪化を改善することが真の問題解決につながることを考慮し、審問終結後の平成 10 年 4 月、職権で調停に付し自ら処理することとし、調停案の受諾を勧告しました。

その結果、平成 10 年 5 月、一部の申請人らについて調停成立、同年 7 月、その他の申請人らについて一部認容する裁定がなされ、事件は終結しました。

- 参考
- ・ 公害等調整委員会 HP 「小田急線騒音被害等責任裁定申請事件」
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/odakyusen10_7.pdf
 - ・ 機関誌「ちょうせい」第 97 号「座談会：小田急線騒音被害等責任裁定申請事件」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000618430.pdf
 - ・ 機関誌「ちょうせい」第 98 号「平成の公害紛争事件 ～平成 30 年度公害等調整委員会『年次報告』(白書) から～」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000638767.pdf



(写真) 混雑する国道43号、大型車も多い五合橋（ごごうばし）交差点より西を望む（平成16年撮影）
 尼崎市立歴史博物館
 あまがさきアーカイブズ所蔵

尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件

平成14年10月、兵庫県尼崎市の住民から、国（代表者国土交通大臣）を相手方として、あっせん^(注1)を求める申請がありました。

申請の内容は、大阪高等裁判所での尼崎大気汚染公害訴訟^(注2)の和解条項により実施した道路交通量調査に基づき、本件地域における大型車の交通量低減のため大型車の具体的削減目標を設定し、大型車規制施策を個別具体的に検討する等、和解条項を誠実に履行することを求めるものでした。また、平成15年5月、同申請人らから、阪神高速道路公団を相手方として、同内容の申請がありました。

公害等調整委員会では、あっせん手続を7回開催し、当事者双方から意見聴取等を行うとともに、当事者立

会の下に、あっせん委員による現地調査を実施しました。

当事者双方の意見を吟味、しんしゃくした上、平成15年6月の第8回あっせん手続において、あっせん委員からあっせん案を提示したところ当事者双方が受け入れ、合意が成立し、事件は終結しました。

参考 ・ 公害等調整委員会 HP「尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/announce/hodou_amagasaki-index.html

・ 平成15年度 公害等調整委員会年次報告

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260605/www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji-15/menu.html>

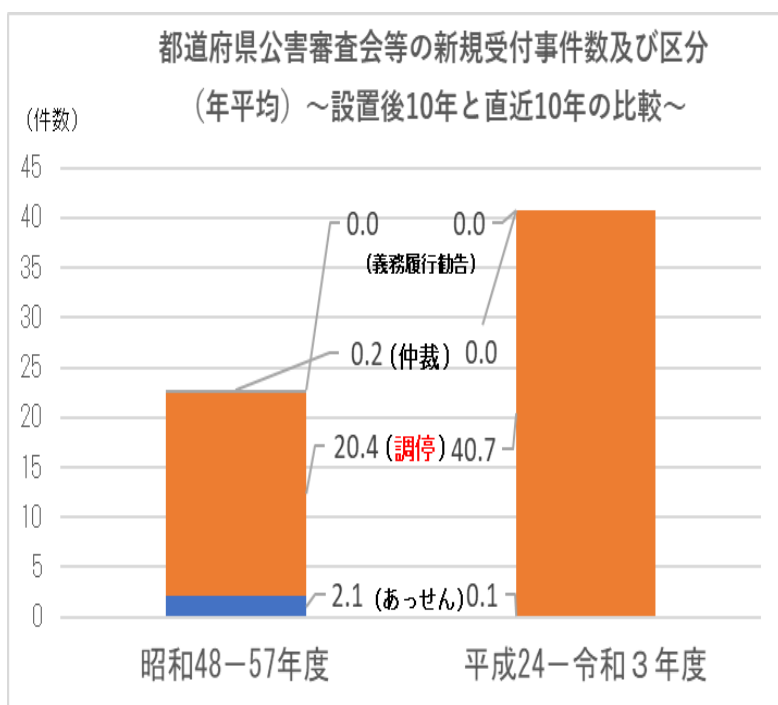
注1) あっせん

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づく公害紛争処理手続の一つ。あっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進するもの。

注2) 尼崎大気汚染公害訴訟

昭和63年12月、尼崎市の住民が、国、阪神高速道路公団及び企業9社に対し、大気汚染物質の排出差止め等を求めた訴訟。平成11年2月に原告と被告企業との間で和解が成立。国及び阪神高速道路公団については、平成12年12月、控訴審である大阪高等裁判所で係争中に和解が成立。

3 都道府県公害審査会等が取り扱う公害紛争事件



公害紛争事件の傾向

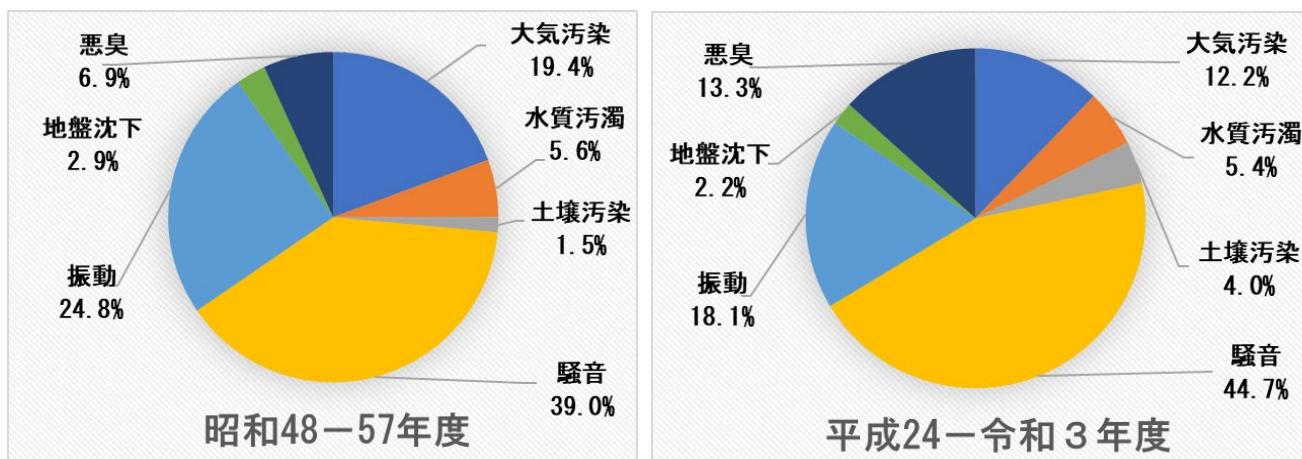
全国の都道府県公害審査会等が取り扱う公害紛争事件について、公害等調整委員会設置後の昭和48年度から昭和57年度までの10年と直近10年とを比較すると、次の傾向が見られます。

(1) 新規受付事件数及び区分

設置後10年は年平均22.7件でしたが、直近10年は年平均40.8件で約2倍となっています。また、その内訳は、設置後10年は見られた「あっせん」がほとんどなくなり、ほぼ全ての事件が「調停」となっています。

(2) 公害の種類別

申請事件に占める割合を典型7公害別に見ると、直近10年では、産業型公害が減少し、都市型・生活環境型公害が増加しているためか、大気汚染、振動が減少する一方、騒音、悪臭が増加しており、特に騒音に関する事件申請は全体の半数近くを占めています。



注) 複数の公害種類を併せて事件申請する場合があります、1件当たりの公害種類(年平均)は、設置後10年では約1.8、直近10年では約1.6となっています。

4 略年表

昭和50年代半ば頃から平成10年代まで、関係する主なできごとは次のとおりです。

昭和60年7月	公害紛争処理法の一部改正により、公害苦情相談員の設置義務緩和 従来、都道府県、政令指定都市には、公害苦情相談員を置くことが義務付けられていたが、設置は任意となった。
昭和61年12月	○大阪国際空港騒音調停申請事件の最終調停成立（昭和48年当初申請、昭和61年最終調停成立）
昭和62年10月	○長野県知事から、スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件を引継ぎ（平成3年再調停取下げにより終結）
平成2年6月	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）公布
平成4年5月	○小田急線騒音被害等責任裁定申請事件を受付（平成10年5月一部の申請人について調停成立、同年7月その他の申請人について一部認容する裁定により終結）
平成5年11月	○環境基本法（平成5年法律第91号）公布
平成10年6月	○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）公布
平成11年7月	○総務省設置法（平成11年法律第91号）公布
平成13年1月	中央省庁再編により、公害等調整委員会は総務省の外局となる。
平成14年10月	○尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件を受付（平成15年合意成立）

注) 年表のうち、「○」は関係法令や関連する動き。

■次回予定

次回の「写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年」（第3回）では、平成10年代～現在までの歩みの紹介を予定しています。引き続きご覧ください。

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」 (第2回 パネルディスカッション①： 公害紛争処理制度の現状及び課題)

公害等調整委員会事務局

前回に引き続き、去る5月19日に開催された「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム」の様式をご紹介します。

第2回は、パネルディスカッション①「公害紛争処理制度の現状及び課題」です。

なお、第1回(基調講演)の様式は、こちらからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/110_tokushu.html



【栗田 奈央子(公害等調整委員会事務局次長)】

次に、パネルディスカッションに入ります。

それでは、パネリストを御紹介させていただきます。

公害等調整委員会委員長、荒井 勉 様。

上智大学大学院法学研究科長・教授、北村 喜宣 様。

早稲田大学人間科学学術院教授、倉片 憲治 様。

静岡県公害審査会会長、松田 康太郎 様。

社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長、三ツ橋 悦子 様。

以上、5名の皆様になります。パネリストの皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、パネルディスカッションに入りたいと思います。

ただいま北村様から、これまで公害紛争処理制度が果たしてきた役割や評価、将来展望と今後の課題について基調講演がございました。ほかのパネリストの皆様におかれましては、これまで様々なお立場で公害紛争処理制度に携わってこられたそれぞれの御経験から、公害紛争処理制度が今まで果たしてきた役割についてのコ

メントや御紹介をお願いしたいと思います。なお、最初に自己紹介も含めた御発言を併せてお願いできればと存じます。

それでは、荒井様、よろしく願いいたします。

【荒井 勉（公害等調整委員会委員長）】

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。

私は40年間裁判官を務めまして、退官後に、平成29年7月から現在の委員長を務めております。ちょうど今年の6月末で任期の5年を終えるということになりますので、任期の最後にこの50周年のシンポジウムということで、大変感慨深く思っております。

このシンポジウムの開催に当たりまして、壇上の有識者の皆様、また会場にお集まりの皆様、またオンラインでも御参加、御視聴いただいているかと思えます。こうした方々に心から感謝を申し上げる次第でございます。また、OBの方々、当委員会の委員あるいは事務局のOBの方々にも多数今日は御出席いただいているようでございます。これまでの当委員会の活動を支えてきていただいた方々にもお集まりいただいたことを大変ありがたく、うれしく思っているところでございます。

当委員会は、この50年という大きな節目を迎えるに当たりまして、これまでの活動が期待された役割を果たしてきたと言えるのかということ冷静に振り返るとともに、これから先、10年先、20年先といった将来において、国民の環境意識あるいは社会生活の在り方など、環境をめぐる様々な状況、これは刻々と変化していくものでございますので、そういった中で、社会のニーズに応えていくためにはどうしたらいいのかということを考える機会にしたいと考えております。

ただいま北村先生からは基調講演を賜りました。制度創設当初の理念や議論から説き起こして

【行事概要】

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム
「50年を迎える公害等調整委員会」

- 日時：令和4年5月19日（木）15:00～17:00
- 会場：日本学術会議講堂（東京都港区六本木7-22-34）
- 次第：
 - 基調講演「公害紛争処理制度の軌跡と展望」



北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長・教授
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員

■パネルディスカッション

- テーマ①：公害紛争処理制度の現状及び課題
- テーマ②：公害に関する紛争処理の将来展望
- ◆パネリスト（50首順）：



荒井 勉 公害等調整委員会委員長（当時）
元 福岡高等裁判所長官



北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長・教授
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



倉片 憲治 早稲田大学人間科学学術院教授
公害等調整委員会専門委員



松田 康太郎 静岡県公害審査会会長
元 静岡県弁護士会副会長
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



三ツ橋 悦子 社会福祉法人品川区社会福祉協議会 事務局次長
元 東京都品川区環境課長
公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー

■質疑応答

- ◆司会：栗田 奈央子 公害等調整委員会事務局次長

いただきまして、近年の事件処理における様々な問題を御指摘いただきました。また、将来のビジョンとして、公害に限定せずに、環境紛争として大きく捉えて制度を構築し、地方分権の流れを踏まえて、地方中心で調停主体の制度を構想していくというようなことでございました。

私も実務に追われている立場ではなかなか思いつかない、大変示唆と刺激に富む内容でございました。長年環境法を研究してこられた北村先生ならではのお話だったと思います。これからの在り方を考える大きな指針をいただいたと思います。心から感謝を申し上げます。

1点、実務の立場から補足させていただきたいと思う点がございまして。これは御講演の中で、相隣関係の事案について、でございます。確かに、立法当初の議論からすると、現在の運用が変容してきているように見えるのだなということは、今日のお話を伺っても感じたところでございます。

ただ、私も実務をやっている立場からの考え

方を若干だけ御説明しておきますと、私どもも公害の社会性・公共性という観点から相当範囲性が要件とされているということは重く考えております。その観点から、広がりを持たないような純粹な相隣関係事案であれば、この相当範囲性を満たさないということで却下するというしております。これまでもシックハウスの事案などはそういう実績がございます。ただ、騒音、音の世界になりますと、音は周辺に伝播する性質がございますので、被害者が仮に1人のように見えても、それがもっと周辺に及んでいる可能性があるということから、仮にそれが隣家の騒音だということであっても、純粹な相隣関係ではないと考えて、原則として相当範囲性を認める運用をしております。



エコキュートの事案ですとかエアコンの室外機の事案、これは、当委員会だけではなくて、地方の公害審査会でもたくさん扱われているのではないかと思います。

これらはそういう考え方に基づくものでございます。もちろん、相当範囲性の解釈として、別の見方、厳しい見方があることは承知しておりますが、私どもとしては一貫してこういう考え方を取っております。法の解釈可能な範囲内で極力被害者を救済したいという観点で、そういう運用をしているということを御理解いただければと思っております。

私のほうから、まず50年を簡単に振り返りたいと思います。

御承知のように、当委員会が設立されました昭

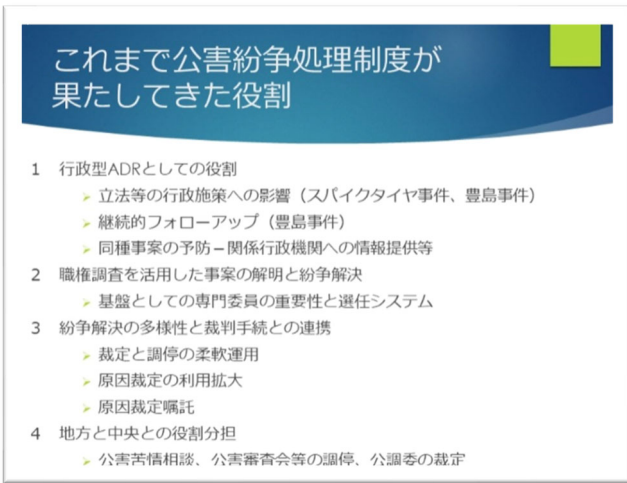
和47年、これは先ほど北村先生のお話にもありましたように、大きな社会問題となっていた公害に対して我が国が抜本的な対策を取り始めた時期でございます。当委員会は、その対策の一環として、公害紛争処理と土地利用調整という2つの任務を担って設立されました。設立当初からしばらくの間は、水俣病に代表されるような企業による水質汚濁に起因する健康被害ですとか、あるいは水産被害といったものについての調停事件、あるいは大阪空港や地下鉄工事等による騒音や地盤沈下に関する調停事件が係属いたしました。いわゆる産業型公害事案というものが多くを占めておりました。

その後、平成時代に入りますと、スパイクタイヤによる粉じん被害事案ですとか、ゴルフ場の農薬被害の事案、新幹線等の鉄道による騒音や振動の事案、豊島の産業廃棄物事件をはじめとする廃棄物の事案など、広域にわたる大型事件が多数係属いたしました。その中には、先ほどお話にもありました、いわゆるおそれ公害と言われる事案も含まれております。こうした時代を経まして、国民の努力、あるいは企業や地方公共団体の努力、技術の進歩によりまして、環境は次第に改善してまいりました。産業型の公害事案はほとんど見当たらなくなりました。

平成の時代の後半、今世紀に入ってからという感じだと思いますが、環境をめぐる国民の意識の高まり、あるいは経済・社会構造の変化などを反映して、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音や、飲食店や工場からの悪臭といった、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な公害紛争が徐々に増加してまいりまして、最近ではほとんどがこうした都市型・生活環境型の公害紛争となっているわけでございます。

こうした50年の大きな流れの中で、当委員会あるいは公害紛争処理制度が果たしてきた役割

として、誠に雑駁な私の個人的な感想として4点だけ挙げられるかなと考えております。



1つ目は、行政型ADRとしての役割でございます。御承知のように、スパイクタイヤの事件ですとか豊島の事件などをはじめとしまして、当委員会での調停成立あるいはそのプロセスとしての調査結果を契機に、原因行為を規制する立法につながる、国としての行政施策に大きな影響を与えたということが言えるかと思えます。また、豊島の事件では調停成立から22年経過した現在でも調停内容の進行状況をフォローアップしておりますし、宮古島のサンゴの事案でも現在でもフォローアップを継続しているところでございます。また、同種被害を未然に防止するという観点から、調停成立時に委員長談話を発表するなどして注意喚起を促したり、最近の事案でも、関係行政機関に対しまして、事案から得られた知見を提供して、注意喚起をしたケースもございます。これらは全て行政型ADRとしての機能と言えるかと考えているところでございます。

2点目として、職権調査を活用した事案の解明と紛争解決の機能ということを挙げました。当委員会の特徴であります国費の負担による職権調査、これが十分に活用されて、それによって事案の解明と解決に大きく貢献しているように思えます。そして、それを支えていただいているのは、

各方面の専門家で構成されております専門委員の存在でございます。30名弱のメンバーが専門委員に登録されておりますけれども、事案に応じて新たに選任する必要があるという場合でも、タイムリーに適切な専門委員をお願いできております。それは、当委員会の事務局が多くの省庁の出身者で構成されておりますために、様々なルートを駆使して各分野の専門家を選定できていると思います。この点は、裁判手続などで適切な鑑定人を選任するだけで大変な時間と労力を費やすということが経験上ありますので、それを考えますと、この公調委の制度において、専門委員の制度は非常に大きなアドバンテージになっていると思います。

専門委員の方々には、お忙しい中、事件の処理の当初から様々なアドバイスをいただいて、また、多くの場合、現地調査にも同行していただいて、現地を見聞した上での確かな意見書を執筆していただいております。専門的知見に基づく判断を特徴とする当委員会の手続を支えていただいているのは、この専門委員制度であると言っても過言ではないのではないかと思います。これは内部で仕事をして初めてそのありがたみを痛感している状況でございます。

3点目ですが、紛争解決の多様性と、裁定と調停の柔軟な運用ということを挙げました。当委員会の事件処理は、先ほど御説明しましたように、当初、大規模事案のときは調停手続がほとんどでございましたけれども、事案が小規模な都市型・生活環境型になるに従いまして、裁定申請事件が大半を占めるという状況になっております。ただ、裁定事件でありましても、委員会のほうで、これは和解相当事案であると判断した場合には、職権調停に付しまして、当事者間の調整を試みて、その結果、調停が成立するというものもかなりの件

数ございます。最近の統計では、終結した裁定事件の二、三割、そのような形の解決を見ておりまして、裁定と調停の柔軟な運用がある程度できていると考えております。

また、裁定においては現地に赴くということの基本線にしておりまして、現地調査あるいは現地での期日の開催ということで当事者の負担軽減を図っております。

また、多様性という点では、加害行為と被害との因果関係だけを判断する原因裁定という手続、これは当委員会ならではの独特な手続と言えるものでございます。最近ではこの原因裁定の利用がかなり拡大してきておりまして、責任裁定申請よりも原因裁定申請のほうが多い年も見られるところがございます。多様な紛争解決のニーズに対応しているということが言えるのではないかと思います。この原因裁定に関しては、裁判との連携という点でも重要な意義を有します原因裁定嘱託、こちらについても最近かなり利用が拡大しているという状況でございます。

4点目ですけれども、地方と中央との役割分担ということを挙げました。近年では調停による紛争解決はほとんど都道府県の公害審査会等に申請されておりますし、また、最も身近な環境問題につきましては、地方自治体の公害苦情相談によって機動的に解決していただいております。この公害苦情相談では典型7公害以外の事案も幅広く取り扱っておりまして、最近の統計でも全体の約3割は典型7公害以外の事案ということになっております。また、当委員会に申請された裁定事件を見ますと、その約4分の1は公害審査会の調停を経て申し立てられているという状況でございます。これらからいたしますと、地方の公害苦情相談、公害審査会、そして中央の当委員会の三者で合理的な役割分担が一定程度機能していると言えるのではないかと思います。

そうした観点から、機関誌の活用ですとか、あるいは各種研修の充実ということを通じて、もちろん十分とは言えないですけども、当委員会と地方の公害担当者との情報交換や連携が徐々に深まってきているように感じられるところでございます。

このような感想を持っております。極力、客観的な見方を心がけたつもりですが、何といたしまして、内部におりますので、手前みそになっている部分も多々あるかと思えます。先ほどの北村先生の御講演にありますように、現状についての問題点あるいは将来の課題といったこともあろうかと思えますが、それはこの後のテーマの中で触れたいと思います。時間を大分超過いたしました。失礼いたしました。私からは以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

続きまして、倉片様、よろしく願いいたします。

【倉片 憲治（早稲田大学人間科学学術院教授）】

私、倉片と申します。公害等調整委員会では専門委員という立場で随分長いこと携わらせていただきました。今日もその立場でお話をさせていただこうかと思います。ただ、専門が騒音なものですので、今日のお話は騒音に関するものが多くなるかなと思います。しかも、法律的な話ではな



くて、どちらかといいますと技術的なお話になるかもしれません。そうはいいまして、騒音は苦情の件数としてはかなり多くの割合を占めるかと思えます。

集計の仕方にもよるかもしれませんが、半分ぐらいが騒音に関するものでしょうか。また、ほかの公害とも関係するところ、通ずるものがあるかと思しますので、そういった立場で、何か今回皆様にお役に立つお話ができればと考えております。

専門委員(騒音)の視点から

- ◆ 環境への関心が、個人・企業ともに高まってきている
- ◆ 環境に対する個人の権利意識も高まってきている
 - ▶ 従来の「公共の利益」対「個人の権利」の対立から、「個人の利益」対「別の個人の権利」の対立に
 - ▶ 騒音公害が「産業型」から「都市型・生活環境型」に変わってきたのは、個人の意識の変化も背景に
- ◆ 「個人の権利意識の高まり」は、裏を返せば「他者に対する不寛容さの増大」
 - ▶ “お互いさま”が通用しにくい社会になったことが、騒音公害が依然として減らない理由の一つか
- ◆ 企業としては、公害問題の発生を予測しにくい時代に

今までのお話を受けまして、私のほうからは、環境に対する一般の人の意識あるいは企業側の対応の変化というものにちょっと触れてみたいと思います。

昨今のこの50年間の間に何が変わってきたと申しますと、言うまでもなく、環境、公害に対する社会の意識とか、あるいはそれに応じて対応する公調委の課題というものはもちろん大きく変わってきたかと思えます。まず何よりも社会全体の環境に対する意識が非常に高くなってきておりますし、もう一つ、個人ですね。個人が環境に対してどのように考えるかという権利意識、個人の権利意識というのが強くなってきているというのが特徴ではないかなと思えます。

つまり、公害と申しますと、公共の利益と、もう一つ個人の権利と、その対立が典型的な形かと思えますけれども、例えば航空機騒音なんていうのはまさにその例かと思えますが、そういったものは比較的少なくなってきました、最近個人の利益と別の個人の権利、その対立が強くなってき

ているのではないかなと感じます。例えば、今日幾つか取り上げようと思いますが、先ほども委員長のお話にもありました近隣騒音とか、あと地方ですと野焼きですか。それも似たような事例かもしれません。

繰り返しくよく言われていますけれども、騒音公害が産業型から都市型・生活環境型に変わってきたというのは、単純に産業構造の変化云々ということだけではなくて、今申しましたように、個人の権利意識でしょうか。あるいは、自己とほかの人を切り分けるプライバシー意識と言ったらいいかもかもしれません。自分のテリトリーに踏み込んでほしくない、そういう意識ですね。そういうものがどうも私、背景にあるのではないかなという感じがいたします。

その個人の権利意識と申しますのは、裏を返しますと、他者に対する不寛容さ、それが増えていると言えるかもしれません。いわゆる「お互いさま」が利かない世界、そういう状況ですね。そういった、他者に対して過度に防衛的になると申しますのは、いわゆる、よく言います「お一人様」とか、あるいは、そうでなくても、何らかの事情で一人暮らしをすることになった、そういう人が増えているというのもあるのかもしれません。1人で住んでいますと、自分の身の回りのことというのは自分で常に監視しないといけないので、ほかの人に対しても勢い警戒心を抱いたり猜疑心を抱いたりということが増えてくるかもしれません。そんなのが原因になっているのだというような考察もあります。

結果的に、企業の側から見ますと、これまでの例えば有害物質を出してはいけないとか、何々してはいけないという明確な基準というのはだんだん作りにくくなってきて、一人一人、それぞれ大切にすることが違ってきますので、先ほどの日

照権の話ではありませんけれども、そういった意味で公害の問題の発生を予測しにくい事態に企業としては直面している。予想外の苦情、あるいは人によって異なる苦情に対応しなければいけないというつらい状況に直面しているのかなという感じを抱いております。私からは以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

次に、松田様、よろしく願いいたします。

【松田 康太郎（静岡県公害審査会会長）】

平成30年に静岡県公害審査会の会長をお引き受けいたしました。その翌年から公害等調整委員会の政策評価懇談会の構成員を務めさせていただいております。本業は静岡市内において弁護士をしております。



静岡県公害審査会のここ7年間の申立件数は、平成27年度が2件、平成28年度が5件、平成29年度が2件、平成30年度が1件、令和元年度が2件、令和2年度が

1件、令和3年度が1件の合計14件となっております。平均すると年2件のペースとなります。先ほど事務局から報告がありましたが、大体平均どおりになっております。

この7年間に申し立てられました事件の結果を見ていきますと、うち係属中が1件、成立が4件、残りが打ち切れないし取下げとなっております。件数だけ見ると、ちょっと寂しいというイメージを抱かれるかもしれませんが、後で現状のところ細かく述べさせていただくとおり、この制度は非常に重要な制度であると思っております。

先ほど北村先生から御指摘のあった日弁連か

ら令和2年2月21日付『公害紛争処理制度の改革を求める意見書』というものが出ておりますが、これはネットで調べればすぐ出てきます。これは基本的に紛争処理制度としての現行制度を否定するものではなく、存在価値を認めつつ、さらなる拡充を求めているものであると認識しております。先ほど講演にもありましたが、拡充するに越したことはないのですが、簡単な問題ではないというのも皆さん御承知かと思えます。戦後の高度経済成長に伴うひずみの一つである公害問題から広く環境問題に国民の意識が向けられているというような状況にあることは衆目の一致するところですが、先ほどの北村先生御指摘のとおり、どこで議論するかという話になると、やはり民主的な機関を通じて議論を深めていかざるを得ないのではないかと考えております。

ただ、その風が吹いていないと北村先生はおっしゃったのですけれども、実際に統計で典型7公害以外の問題が出ております。これが何なのかというのを分析していく必要があります。これは環境問題とはちょっと違う可能性もありますけれども、典型7公害以外の問題について、どのように類型化ができるのか、どのように調整することができるのかということを研究していくことによっても、いろいろなまた問題提起ができるのではないかなと考えております。この点については以上になります。

【栗田】 ありがとうございました。

最後に、三ツ橋様、お願いいたします。

【三ツ橋 悦子（社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長）】

皆様、こんにちは。今回、50周年の公調委の設立ということで、本当に長い間設立されていて、また今後の展開ということもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、環境の部門の現場サイドとして環境の係

長、苦情相談とか環境調査という部分を実施、着任しております、その後、スライドして環境の課長ということで実際に携わっておりました。そして、今、いろいろな部署を踏まえて、社会福祉協議会という事務局の次長に着任しているところでございます。



今回、北村先生の講演でございましたが、なかなか現場は、目の前の苦情だったり、電話だったり窓口であったり、本当に大変で、非常に苦労しているとい

う部分が本当に、何ていうのですかね。実際に携わった職員として、本当に大変だということは十分承知していて、現場の皆様方の御苦労を本当にねぎらい、偉そうに言うつもりはないのですが、ねぎらいたいなと思っているところです。そして、目の前の苦情だけではなく、今回の講演は、50周年ということで、なかなか自分たちがひもとかない部分からずっと歴史を追って教えていただいているので、貴重な講演だったと思います。ありがとうございました。以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

ディスカッションを続けてまいります。続きまして、討議のほうに移ります。

公害紛争処理制度は、今年で50周年という節目に当たりますが、公害紛争処理制度が、環境の保全や、国民の期待に応えるため、現在どのように機能しているのか、パネリストの皆様がそれぞれのお立場から見た現状と課題について御発言をお願いいたします。

まず三ツ橋様、よろしくお願いいたします。

【三ツ橋】 現場の部分を押まえて――私、公害等調整委員会の公害苦情相談アドバイザーの立場から、こちらに参加させていただいております。

現場は本当に大変で、私が公害苦情相談アドバイザーとしてそれぞれの部署に行く場合には、大きくポイントを3つ伝えております。

まずは初期対応を丁寧にとということです。こちら、最初の段階でボタンの掛け違いになってしまうと、どんどん大変な苦情になってしまいますので、そこはすごく丁寧にとことを考えております。

また次に、現場確認というのは原則というふうに考えております。これは、ただ単に電話で聞いただけではなく、実際に現場に行ってみると、あっ、そうだったのかということがいろいろありますので、やはり現場の確認というのは原則として大事だと思っております。

そして最後に、誠実な対応と考えております。これは、約束したら必ず守る。例えば、いついつ行きますよと言ったときに行けない場合は、もちろんいろいろな理由があって行けないこともあると思うのですが、そういう部分に関しては、こういう理由で少し延びますよとか、こういう理由でほかの者が行きますよとか、そういうふうに言っていくと、本当に現場が大変にならないように少しのアドバイスをしているところです。

そして、職員の皆さんのモチベーションが下がらない、できるだけ上がっていただけるようなことを考えたり、またストレスですね。ストレス解消するのは、睡眠、食事、様々な部分があると思うのですが、そういうことを考えながら、現場の一人一人が元気になるように考えているところです。また、自分たち一人一人を抱え込むのではなく、係であったり課であったり、そして、私

は東京の品川区なのですけれども、23 区の連携というものが大事だと思っております。以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

続きまして、松田様、よろしく願いいたします。

【松田】 私は、静岡県にあります藤枝市役所というところで、よろず相談というものを担当しております。このよろず相談は、弁護士が直接相談者から相談を受けるという普通の法律相談とは少し異なっておりまして、藤枝市独自と思われますけれども、人権擁護委員の先生や民生委員の先生、行政相談員の先生などが2人1組になって、今2つの島なのですけれども、2つの島をつくりまして、お困り事を何でも相談してくださいというような体制になっています。その中で、弁護士が必要なときには弁護士が対応するというような立てつけになっております。

ここは法律問題を全面的に押し出すのではなくて、法律相談に至るかどうかわからないというような相談事もたくさん来ます。まさにそれがこの相談を設けた目的であると思っておりますけれども、相談に来る方というのは、これが法律問題なのかどうかというのは正直言ってわからないわけですね。だから、いざ弁護士に相談に行って、「これは法律問題じゃありません」と言われるよりは、「これは法律相談で弁護士に相談したほうがいいね」というような立てつけにしたほうが相談しやすいのだらうなと思っております。そのような性格もあって、例えば相談事には近隣トラブルも一定程度存在します。中には、市の公害苦情相談窓口やほかの担当部署に相談されて、その担当者が「よろず相談で相談を受けてください」というふうに回すケースもあります。その相談の中で典型7公害に該当しそうなものについては、私は静岡県公害審査会を紹介することにしております。

そのようにしても必ずしも公害審査会に対する申立てに結びつくというわけではありませんけれども、公害問題で困っている人は、まず自分の住む市町村に相談することが多いものですから、市町村の相談から県の公害審査会へ、そしてさらには公害等調整委員会への接続を確保するというのが非常に重要ではないかなと思っております。

公害審査会の果たす役割なのですけれども、公害審査会への申立ては、さきにも述べましたとおり、件数が多いとは言えませんが、重要な役割を果たしているとは私は思っております。

日弁連の先の意見書でも触れられておりますけれども、公害問題を訴訟的に解決しようとする、いろいろな問題があります。代表的なものとしては、時間がかかり過ぎることや解決方法が限られているということがあります。解決方法が限られているというのは、損害賠償という金銭的な解決か、公害の原因の差止めということぐらしかありません。また、訴訟になると完全に敵対的になるという印象を抱かれることも多いため、近隣紛争では避けられるという傾向にあります。

その点で、公害審査会が行政を利用した話合いの手続であることによって、時間を短縮することが可能であることや柔軟な解決が可能であるということがメリットになると思います。最適な事案としては、当事者双方が話合いによる解決を望んでいるのだけれども、双方その解決手段が見つからないため困っており、その方たちに適切な方法を教えてあげることができれば解決につながるというような事案です。そのような事案というのは幾つかありまして、実際に後ほど紹介しますが、そのような事案については非常に役に立つ制度だと思っております。公害審査会におきましては、委員の中に産業技術の専門家を入れる場合があります。静岡はそうなのですけれども、裁判

官や弁護士では発想することができない柔軟かつ効果的な解決方法を提示してくれることがあります。

また、公害等調整委員会の原因裁定ほどではありませんけれども、またこれは県によっても異なってくると思いますけれども、知識を有する職員が専用の機器を用いて、騒音を測定したり、臭気を測定したりすることができる場合があります。素人である一方当事者が測定したものと違ひまして、第三者である職員がある程度の知識を基に正確に測定するということによりまして、その数値には一定程度の説得力が出てきます。訴訟などで苦勞するのはその証拠集めでして、資金が潤沢にある依頼者であればいいのですけれども、そういう方たちばかりではありませんので、専門業者に委託することができません。そうすると、訴訟等の解決も諦めざるを得ないということになってきます。弁護士としては、客観的な数字によってその後採る手段もいろいろと異なってくるので、その意味でも非常に意味があると思っております。

これは静岡県公害審査会で取り扱った事案になりますが、ちょうど先ほどの事務局の報告にも入っていた案件です。食品加工工場で加工の際に粉じんが発生しました。それが近隣の住民からクレームが来て、それが調停になったという事案で



す。解決までに4回の調停期日で9か月ほどかかっておりますが、無事に成立して解決したという事案になっております。これは専門的な知識を有する産業技術に関する専門家のアドバイス等を生かして解決した事案となっております。まさに訴訟では解決できないという事案です。公害審査会にかけていただいて本当によかった事案ではないかなと思っております。

調停なので、成立すればそれが一番いいわけなのですけれども、成立しなければ駄目なのかという問題も考える必要があろうかと思っております。弁護士という世界は、もちろん和解で終わる案件も多いわけですが、勝訴、敗訴があつて、片方の依頼者の方は涙をのむということもあります。ただ、私の依頼者が敗訴したときでも、依頼者によっては「ありがとうございました。言い分を十分聞いてもらえて本当にうれしかったです」と言ってもらえることがあります。

市町村の相談を受けて、県の公害審査会で実際調停に申し立てられなかった事案でも、多分県の職員の方が地道に聞き取りする、その前にも市の職員の方が地道に聞き取りをするということがあろうかと思えます。そのように聞き取りを十分にしてもらえた、自分の言い分を聞いてもらえたということでも人間というのは非常に高い満足感を得られることがあつて、結果として相談された方の原因は除去されないとしても、心の安寧は得られているケースも多いのではないかなと思っております。ですから、成立だけに目を向けるのではなくて、相談される方の心に沿った対応をされるということ、先ほど三ツ橋先生もおっしゃっていましたが、そういったことによってかなり解決する問題もあろうかと思っておりますので、これは非常に重要な制度だと思っております。以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、倉片様、よろしくお願いいたします。

【倉片】 私のほうからは、現状と課題ということで、近隣騒音をテーマにお話ししたいと思うのですが、要点をスライドにまとめてみました。

まず皆さん感じるところは恐らく、近隣騒音というのはそもそも公害なのかと。先ほど北村先生、荒井委員長のほうから、相隣関係とか相当範囲性なんて言葉が上がっていましたが、私、法律上の建付けはよく分かりませんが、技術論的に考えても、近隣騒音はやはり公害と捉えておくべきではないかなと考えています。

理由は2つありまして、1つは、何か新しい技術とか新しい製品というのが世の中に出てきたときというのは、必ずと言っていいぐらい騒音問題が起こるのです。それが近隣の騒音の問題だからといって無視していると、その後、重大な大きな騒音問題につながる、その可能性を見逃してしまうということがあるかと思うのです。例えば、これは近隣騒音と言わないかもしれないですけども、皆さん御存じの、よく問題になりましたのは風力発電施設の騒音です。ああいった大きな、30メートル、40メートル、もっとありますか。ブレードという羽根ですよ。あれが民家の近くでぐるぐる回ったときに一体何が起こるだろうかということをおそらく予測できた技術者、あるいは行政担当者というのは恐らくいなかった

のではないのかなと思います。

公害というのは恐らく最初は本当に小さな、ローカルな問題から始まるのだと思うのです。さっきちょっと水俣病の話もありましたけれども、水俣病も、私が聞いている話では、最初は、港近くによたよた変な歩き方をしている猫がいると。後になってそれを振り返ってみると、実はあの猫は水俣湾の魚を食べた猫だったのだと、後になって事の重大さに気がつくわけなのですよね。そんなことも考えますと、最初は小さな近隣問題だったかもしれないけれども、それが全国的な規模で広がりがねないということも考えて、まずは慎重に扱うべきではないかなというのが1つ目の理由です。

2つ目の理由ですけれども、騒音は特にそうだと思うのですけれども、騒音というのは全ての人々が加害者になり得るのです。

ちょっと野焼きは別かもしれませんが、大気汚染とか水質汚濁といいますのは、あれは公害と言えるレベルの被害を起こすためには相当な物質をばらまかないといけませんので、個人ではできなくて、大体企業レベルの問題ですよ。

ところが、騒音というのはそうではないのですよね。先ほども委員長の例で挙がっていましたが、家庭用のヒートポンプ給湯器とか、あと燃料電池を使ったコージェネシステムもそうですが、ある家が設置して、その音が隣の家に届いて被害を起こすということがありますね。今は被害者かもしれないですけど、被害者のおうちもそのシステムを導入したら、今度はその被害者だった人が元の加害者に対して、あるいはそのほかの近隣の住民に対して被害を及ぼしてしまう。加害者とか被害者という言い方は公調委の場合にはふさわしくないかもしれないですが、話を分かりやすくするために言いますと、そういうことです。ですので、加害者が被害者になり得て、被害者が

また逆に加害者になってしまうことがあるというのが近隣騒音の特徴なわけで、そうした場合には、本当の意味での被害者は誰なのだろうかということをお我々考えないといけないわけです。

恐らくその場合の被害者というのは、例えばそういう何とかシステムというものは環境のために良いものだという宣伝文句に引かれて買った人たち、あるいは、ちょっと批判めいた話になりますけれども、国のエネルギー政策でそういうものが必要だということを言われて信じて買ってしまった、つまり、さっきの加害者、被害者、両方ともが被害者なのですよね。ですので、そういった意味で考えますと、近隣騒音とはいいいましても、行く行くはそれが公の被害となって、日本全国にやはり広がっていく可能性というのがあるわけです。

よく紛争処理制度の場合に「被害者の救済を」というような言い方をしますけれども、それはそうなのですけれども、近隣騒音の場合になって考えますと、では本当に我々がその問題を通して是非を問わなければいけないものは何なのかといった場合には、そういうローカルな問題ではなく、もっと大きな、例えばそういった脱炭素と言われるようなエネルギー政策は本当に正しいのかどうかということをお考えなければいけない。そちらがむしろ本来の問題なわけですね。

そういうふうにお考えしてみますと、近隣騒音の問題というのは決して当事者、2つの家の問題だけではないということになります。また、誰もが加害者になり得るということをお考えますと、極端な規制を加えたりとか、あるいは使用者に対して重過ぎる責任を負わせたりというのは、行く行く、住みにくい、ぎすぎすした世の中になっていってしまうのではないかなということをお私、懸念いたします。ですので、新しい問題、騒音問題が発生

したときも、言わば悪しき前例をつくらないように、一つ一つの事件を、何が本当の問題なのかということをお考えながら丁寧に対応していくということが我々公調委には求められているのではないかなということをお日々業務に携わりながら感じます。以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、北村様、よろしくお願ひいたします。

【北村】 先ほど荒井委員長が近隣騒音、近隣公害についておっしゃいました。これは非常に興味深い整理でした。と申しますのは、委員長がおっしゃったのは、客観的に影響というのがそこそこ広がって、言うならば、両当事者が相隣関係にしかいなくても、それは相当範囲性があるのだと、こういう御整理をなさったということです。要するに、潜在的な被害者も考えろと。そして、公調委というのは、そこに救済の手を差し伸べていくのだということになりますと、結構、潜在的被害者との関係では未然防止的なこともやっていると整理されるわけですね。私はそのような見方でこの法律を読んだことがなかったものですから、非常に勉強になりまして、ちょっともう一度読み直してみたいとお考えました。どうもありがとうございます。

今の騒音のところも非常に示唆的です。一般的に騒音規制法といいますと、業として何かやっているというのが規制対象になります。基本的に家庭というのはそうではありません。家庭には悪臭防止法だって、騒音防止法だって入っていない。そこで、しかしながら、多くのものが起こっているという現状をどう考えるのかとなってまいりますと、これはマナーの話ですかということになってまいります。しかし、そういうことがなかなか共有されていないというのは、先ほど静岡の例でも、お一人様という話もございましたので、

そういう点にもつながるかなと考えたところで
す。



一個一個の紛争事例がどのようなメッセージを発しているのかということ行政担当者としてどのように受け止めるべきなのかということも結構重要かと

考えます。しかし、この制度を運用なさっている都道府県、市町村の御担当者が、そういう規制関係のところの担当者であるのかということ、必ずしもそうでない。組織間で個々のケースが発するメッセージをどう共有して対応していくのかというのは1つ大事なように思われます。応答的な組織であってほしいというのが私の期待です。

法律も曖昧なことが多いのです。先ほど野焼きの話をなさいました。野焼きも最近すごく問題になっているようですね。あれも実は廃棄物処理法で一応ルールはあるのですけれども、ただ、軽微とか、やむを得ないとか、そうなりますと、一線が引けないというところで、御指導なさっている方は本当にお困りのようです。あるところでは、そういう法律が曖昧過ぎるところに踏み込んで、もう少し具体的に地域ルールをつくっていくことで合意していくというようなこともされているようです。

過去のケースがどういうメッセージを発しているのかということ自治体として受け止めて、ルールづくり、場合によっては条例対応ということにつなげていくという、この紛争処理制度が潜在的に持っている動態的な法の展開も、この制度の効果、機能として注目していきたいと考えまし

た。

【栗田】 ありがとうございました。

最後に、荒井様、よろしくお願いいたします。

【荒井】 私のほうからは、公調委として現在考えている課題として3点挙げたいと思います。

1つ目は、広報の一層の強化の必要性ということとあります。この公害紛争処理制度が国民に十分に認知されていないという状況を打開するために、近年はかなり広報に力を入れてきております。国民一般、法曹関係者、市区町村の公害苦情担当者など、対象を分けて、それぞれの広報ツールを工夫したり、講演会や周知文書を配布するようなことをしているところでございまして、ある程度その成果も現れているように思います。その顕著な現れが、先ほどもちょっと触れましたけれども、裁判所からの原因裁定嘱託の利用状況でございまして。これは当初はほとんど利用されておられませんで、四十数年たっても合計で13件ぐらいしか係属していませんでしたけれども、昨年度は、昨年度だけで4件受理しております。そういう形で広報の効果がある程度現れている。

また、最近では当委員会のホームページもかなり充実してきておりますし、本年4月からはツイッターも開設するといったような様々な工夫をしているところでありますけれども、まだまだ十分とは言えないと思います。今後さらに政府の広報ですとかSNS、各種広報媒体などを含めて、年齢、関心などに応じた取組を積極的に進めたいと考えています。

2点目は、地方との連携の強化の必要性でございまして。先ほど来出ておりますように、近年の動向として、ほとんどが都市型・生活環境型の公害紛争になっております。また、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大など、国民の生活環境の変化などによって、公害苦情の相談件数、大幅に増加しているというような状況に照らしますと、地

元密着で紛争解決を図る都道府県の公害審査会あるいは地方自治体の関係職員の役割は、ますます重要なものとなってくると思います。そうした観点から、機関誌の充実あるいは研修の充実といったようなことを考えて、地方公共団体の担当者や当委員会との情報交換を一層深めて、連携を強化していく必要を感じております。また、地方公共団体の公害担当者の方々も、先ほど三ツ橋先生から、非常に慌ただしく日々追われているというお話が出ましたけれども、担当者のノウハウを伝承していくとか、あるいは人材を育成していくというようなことも課題であろうと考えております。こちら辺につきましては、地方で担当されている皆様から、実情や、あるいは当委員会への要望など、御意見をお聞かせいただきたいと考えているところでございます。

3点目は、少し中身の問題であります。先ほどもお話が出ておりましたけれども、環境に敏感な被害者に対する対応でございます。日々事件をやっておりますと、以前と比べて、生活環境は大幅に改善しております。その反面として、各人の環境に対する意識が高くなってきている。近隣に対する環境意識、要求水準、逆に言うと被害意識と

いうものが高くなってきているように感じられます。先ほど倉片先生も言われましたけど、都市部における個の意識というのでしょうか。仲間意識というものが希薄化してくる、「お互いさま」というような意識が希薄になってきているということもベースにあるような気もいたします。昨今のコロナもそれを助長しているということが言えるかと思えます。

こうした事案を検討する際にいつも考えるのは、受忍限度をどのように考えたらいいかということで、大変悩ましいと思います。社会生活の在り方ですとか、あるいはそうした環境への意識によって、受忍限度というものは変動していくべきものだろうとは思いますが、かといって、そういうことに即応して受忍限度を考えていいのだろうか。敏感になったからといって基準を高めていいのだろうかということ、そこはなかなか困難な問題をはらんでいるように思うところでありまして、今後とも幅広い観点で多角的に受忍限度のありようということを継続的に検討していく必要があると考えているところでございます。私からは以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

【参考】

シンポジウムの模様については、以下のリンク先から動画でもご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th_anniversary.html

このコーナーに掲載した資料については、それぞれ以下のリンク先からご覧になれます。

- ・P.11 「これまで公害紛争処理制度が果たしてきた役割」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000846001.pdf

- ・P.13 「専門委員（騒音）の視点から」、P.18 「近隣騒音への対応」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000846000.pdf

■次回予定

次回の公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム「50年を迎える公害等調整委員会」（第3回）では、パネルディスカッションのテーマ②：公害に関する紛争処理の将来展望の紹介を予定しています。引き続きご覧ください。

振動について

第3回 振動に対する感覚について

日本大学理工学部建築学科 富田 隆太

■はじめに

本セミナーでは、典型7公害のうち振動について、振動に関する知見のある方々から、実務を通じて得られた知見や、振動に関連した規制、測定方法、対策等について、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説していただきます。

第3回目は、振動に対する感覚です。

1 振動とその感覚の現状について

本稿では、振動に対する感覚について説明します。第1回[1]でも解説されていましたが、令和2年度公害苦情調査結果報告書[3]の被害

(振動)の種類別公害苦情受付件数(図1)を見ると、「感覚的・心理的」がかなり多くの件数を占めています。特徴的な図なので、本稿でも示しました。

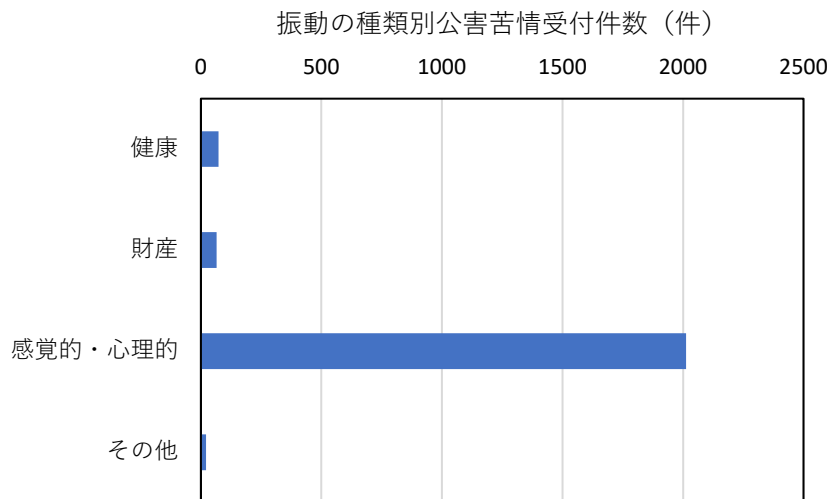


図1 被害(振動)の種類別公害苦情受付件数^[3]より作成

図2には、令和2年度公害苦情調査結果報告書の結果より作成した、公害の種類別「感覚的・心理的」被害の件数の割合を示します。図を見

ると、他の公害に比べて、「感覚的・心理的」被害が大きいことが分ります。これらからも、振動に対する感覚は重要だと考えられます。

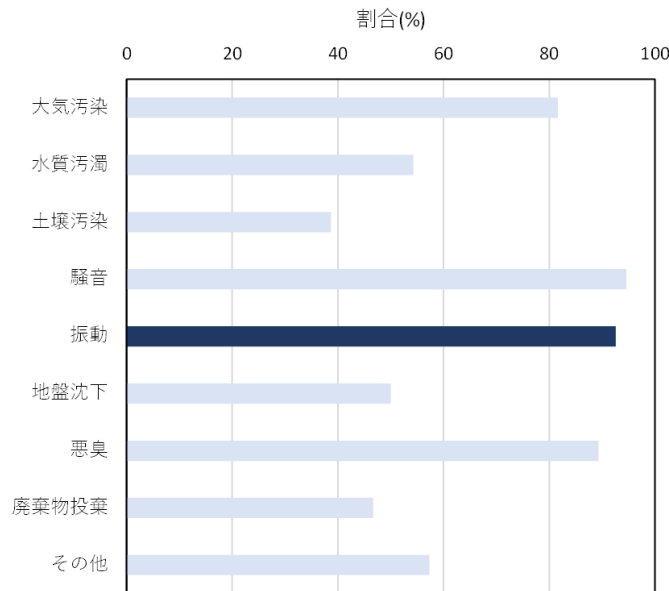


図2 公害の種類別「感覚的・心理的」被害の件数の割合^[3]より作成

以上の結果は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の「公害苦情相談窓口」による結果です。

一方で、筆者らは文献[4]にて、苦情によらないアンケート調査結果を報告しています。文献[4]は、平成28年から29年までの期間において、742名を対象に過去1年間の振動について

回答してもらった結果です。概ね、居住地は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県でした。「振動を感じるか」については、約37%の居住者が「はい」と回答しました。図3に建物の構造と知覚率の関係を示します。図を見ると、全体的にはRC造¹の建物に比べて、木造やS造は知覚しやすい傾向が見られます。

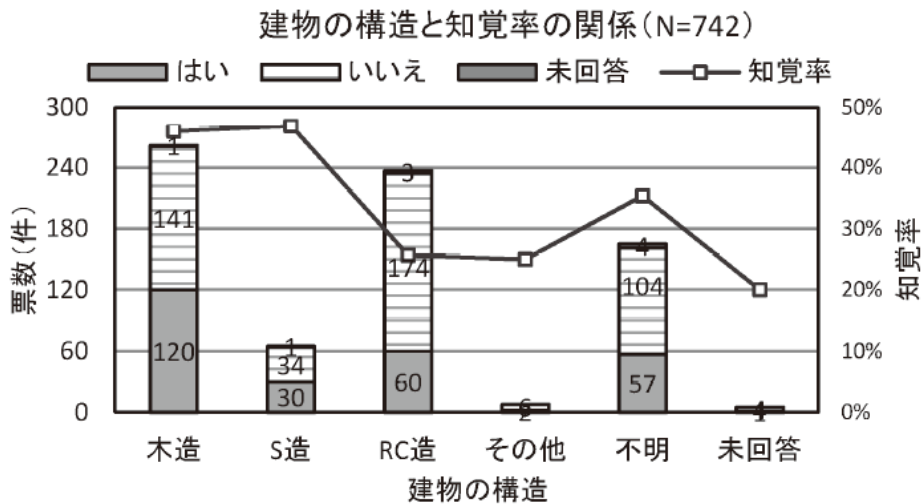


図3 建物の構造と知覚率の関係^[4]

¹ RC造（鉄筋コンクリート造）は、柱や梁などの主要構造部を鉄筋コンクリートで構築している建物構造。耐火性・耐震性に優れており、マンションやビルで多く採用されている。S造（鉄骨造）は、建物の骨組みに「鉄」を使用した構造。マンションやアパート、その他に倉庫、工場といった大空間建築物まで幅広く使われている。

図4に振動を知覚した回答者の振動源内訳を示します。令和2年度公害苦情調査結果報告書では、振動公害の主な発生原因として、「工事・建設作業」が1,535件(70.6%)を示して

いますが、図4の結果からは、車が最も多い傾向が見られます。このように「苦情」か「日常生活の中での知覚」かによって、振動源が異なることは興味深い結果であると考えられます。

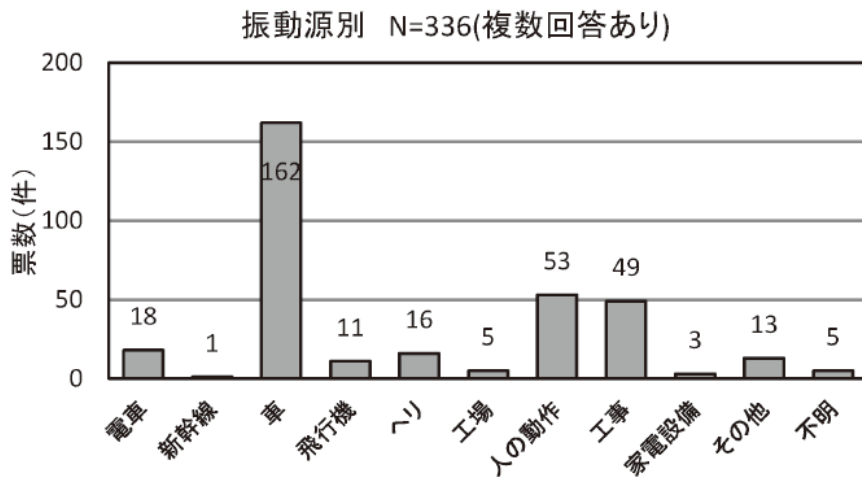


図4 振動を知覚した回答者の振動源内訳[4]

図5に振動を知覚した回答者の振動評価を示します。「振動を感じるが気にならない」と「振動を感じるが少し気になる程度」の合計が

約77%となっています。一方で「振動がストレスとなりできる事なら引っ越したい」という回答も5件(2%)見られました。

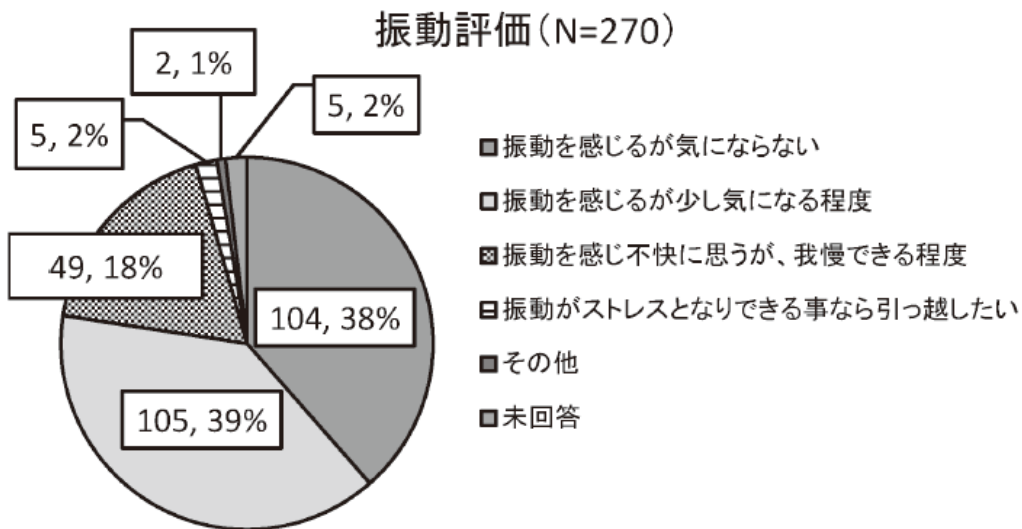


図5 振動を知覚した回答者の振動評価[4]

図6に振動を知覚した回答者の振動による影響を示します。振動の影響として、「いらいらする」、「集中できない」、「地震と間違える」な

どが上位を占めていました。また、「眠れない」「起きてしまう」などの睡眠影響も計6件見られました。

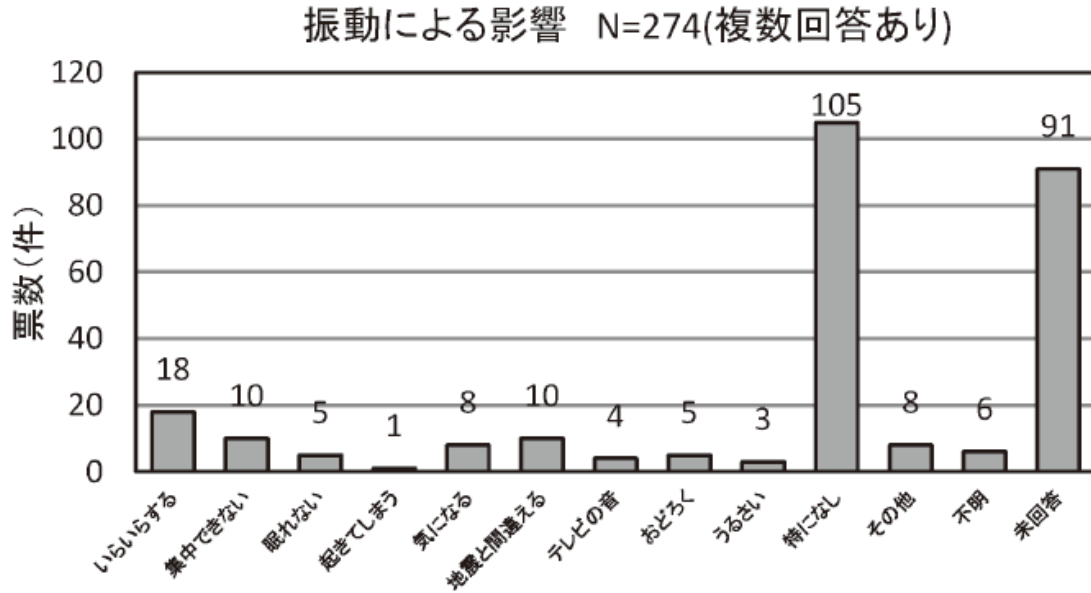


図6 振動を知覚した回答者の振動による影響[4]

コロナ禍であった令和3年においても、文献[4]と同様なアンケート調査を行っています[5]。

その結果については、別の機会に紹介したいと思います。

2 人の振動感覚と周波数特性について

第2回[2]で振動の測定方法の説明がありました。振動規制法(昭和51年法律第64号)に準じた振動の測定では、振動レベル計を用いて、振動レベルにより評価するものとされています。

ます。さらに、振動レベルとは、「付表1に示す鉛直特性又は水平特性で重み付けられた振動加速度の実効値を基準の振動加速度²($10^{-5}m/s^2$)で除した値の常用対数の20倍。単位はデシベル。単位記号はdBとする。」と示されています。

JIS C 1510-1995[6]では、鉛直特性として「鉛直方向の振動に対する全身の振動感覚特性に基づく付表1の周波数特性」が、水平特性として「水平方向の振動に対する全身の振動感覚特性に基づく付表1の周波数特性」が示されてい

図7に、JIS C 1510-1995の付表1より作成した、鉛直特性の基準レスポンスと許容差を示します。これを見ると、私たちの振動に対する鉛直方向の周波数特性は、4~6.3Hzは大きいと感じやすく、高い周波数になるほど、小さく感じる事が分ります。

² 振動している物体の加速度をいう。振動速度の時間微分をいう。

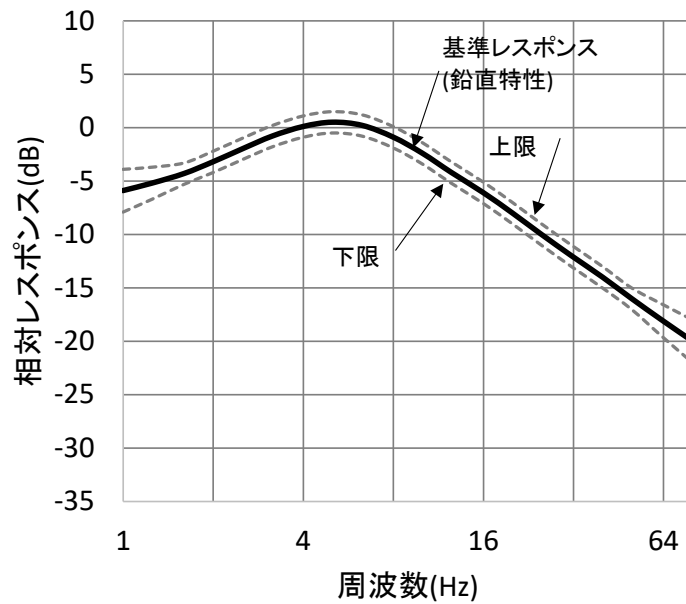


図7 鉛直特性の基準レスポンスと許容差 (JIS C 1510-1995)

図8に、JIS C 1510-1995の付表1より作成した、水平特性の基準レスポンスと許容差を示します。これを見ると、私たちの振動に対する

水平方向の周波数特性は、1～2 Hzは大きいと感じやすく、高い周波数になるほど、小さく感じる事が分ります。

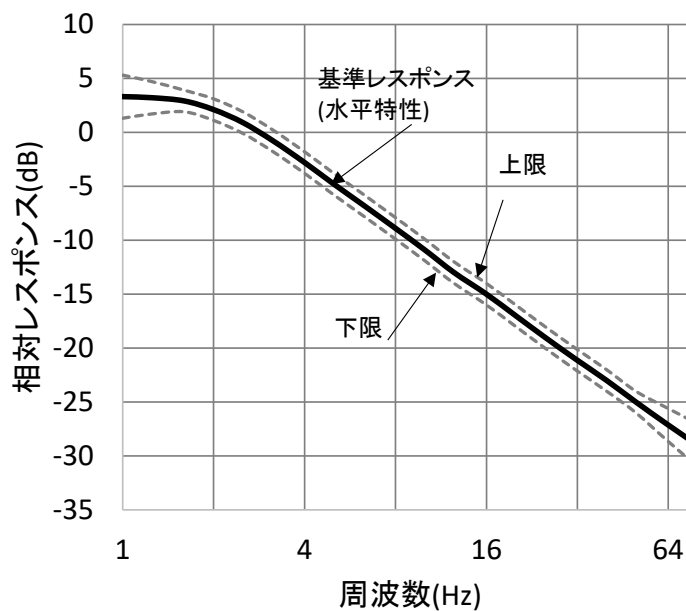


図8 水平特性の基準レスポンスと許容差 (JIS C 1510-1995)

以上のように、振動レベルは人の振動に対する大きさの補正をした尺度と言えます。これは、

音の分野に用いられる騒音レベルと同様な考え方と言えます。

3 振動規制法と規制基準について

第1回、第2回でも解説がありました。振動規制法と規制基準については、重要なところとなりますので、改めて述べたいと思います。詳細については、第1回、第2回を確認してください。

文献[7]に記載されているように、振動規制法で使用される振動レベルは鉛直方向における振動感覚補正を加えたものになります。また、^{いきち}閾値は10%の人が感じる振動レベルでおおよそ55dBとされています。

また、文献[8]には、特定工場等における規制基準値、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する振動の大きさ、道路交通振動の要請限度が値として記載されています。これらは、第1回で解説されています。また、測定方法や評価方法の具体例は、第2回で解説されています。それぞれ確認してください。

4 建物内での評価等について

(1) 建物内での評価

居住者からの振動苦情について考えてみますと、住宅を中心とした建物内で実際に居住している床上での値が重要だと思います。もちろん、振動規制法に定められた基準値と対比はできませんが、建物内の測定結果も蓄積していくことが、とても大切だと思います。振動に関わる様々な立場の技術者が、建物内の測定結果を共有すると共に、振動苦情を減少するための議論を深めていくことが重要ではないでしょうか。

建物内での評価については、日本騒音制御工学会 環境振動評価分科会が作成した「振動測定マニュアル」[9]があります。第2回でも注意

点を含めて紹介されています。このマニュアルには、「工場・事業場、建設作業、道路交通、及び鉄道から発生する振動により苦情が発生し、かつ振動規制法による対応では苦情の解消が困難な場合に、問題解決に向けた振動対策に資する技術資料を作成することを目的としている。」と記載されています。ご興味を持たれた方は、参考文献から、ダウンロードできますので、ご確認ください。

また、「振動測定マニュアル」には、「外部振動源による建物振動の評価に係る資料」[10]も追加されています。資料には、定常的な振動に対する人の振動知覚閾の目安も記載されています。それは、定常的な振動に対する人の振動知覚閾の目安を、既往の研究を参考に、個人差を考慮して作成されています。資料では、「ただし、発生している振動が苦情につながるか否かは、人が振動を知覚した上で、さらにその振動を心理的にいかに感じ取るかなどによるため、図に示した範囲内の条件の振動が、必ずしも苦情につながる訳ではないことに注意が必要である。」と示されています。なお、他の規格、指針等との比較も記載されており、ご興味を持たれた方は、参考文献から、ダウンロードできますので、原文をご確認ください。

(2) 交通振動の測定事例

本稿の最後に、交通振動の測定事例を紹介します。ここでは、道路交通振動を対象とした実住宅（RC造）での1週間の振動測定事例を紹介します[11]。図9に対象住宅の平面図及び測定位置を示します。

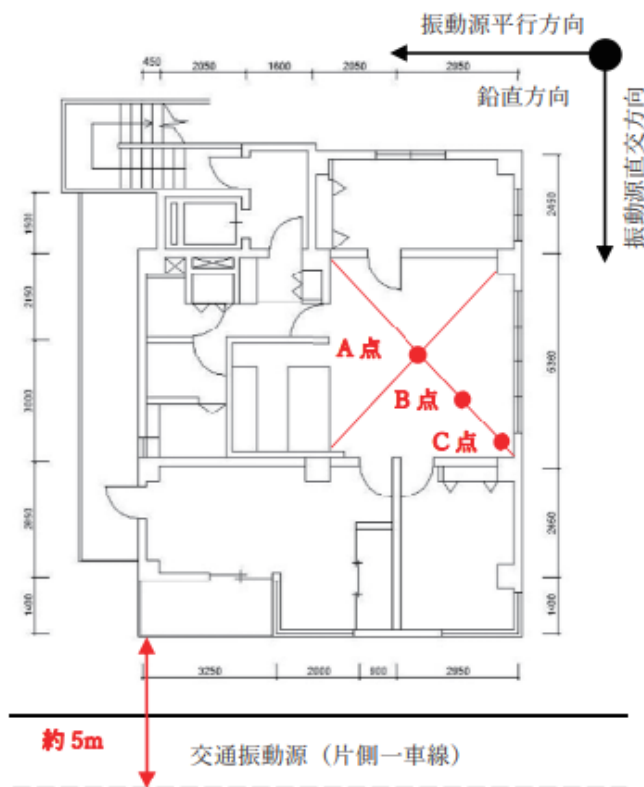


図9 対象住宅の平面図及び測定位置[11]

1週間測定した振動レベルから、1時間ごとに、時定数 630ms^3 で分析を行った結果を図10に示します。図4に示すように、昼間と夜間で交通量に差があるため、振動レベルは、21時以

降下がり始め、4時から上昇している傾向が見られます。文献[11]では、振動発生 の主な原因がバスのため、その運行時間に左右されていると考えられます。

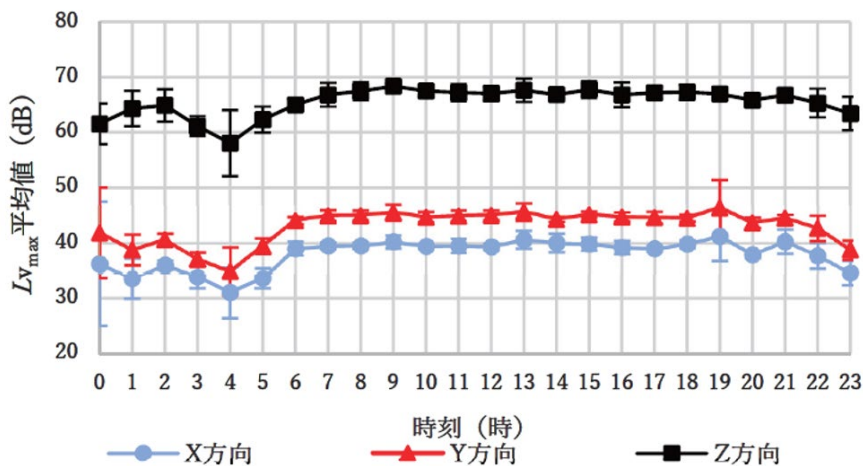


図10 A点における各振動方向の時間ごとの $L_{v_{max}}$ 平均値[11]
(実験パターン1)

³ ミリ秒 (千分の1秒)。

⁴ 図10に示す方向は、図9の場合、X；振動源平行方向、Y；振動源直交方向、Z；鉛直方向。

次に、1日の中で、最大値を示した1時間の鉛直振動のうち、振動レベルで最も大きいと判断した1イベントの波形（7～12秒程度）を対象に、時定数10msで1/3オクターブバンド⁵分析した結果を図11に示します。ここで、評価は日本建築学会から出版されている「建築物の振動に関する居住性能評価規準・同解説」[12]で行っています。これは、建築分野において、建物内での振動評価について利用されている文献です。なお、文献[12]では、振動の継続時間に応じた加速度振幅の低減が示されてい

ますが、図11では行っていません。また、文献[12]では1/3オクターブバンド分析による最大値を照合することになっており、最大値が算出できない場合には、時定数10msを用いることが望ましいとされています。時定数が630msではない点に注意が必要です。図11を見ると、最大約81dB（文献[12]でV-VI）が測定されています。V-VIの評価レベルは、文献[12]によれば、気になる具合は「かなり気になる」、不快は「かなり不快である」という結果となります。

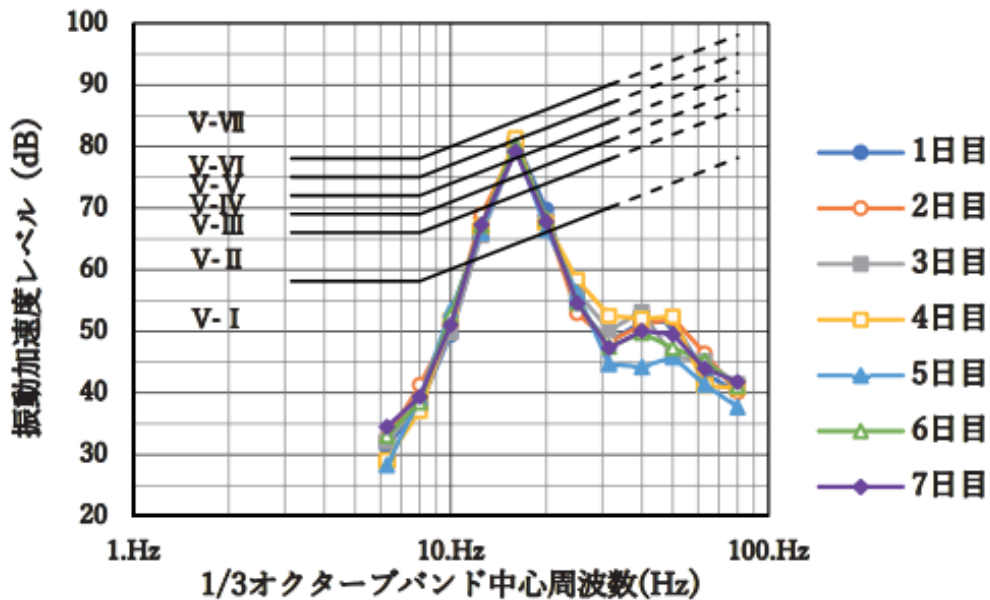


図11 24時間の時間帯として最大値を示した鉛直振動
(実験パターン3のA点) [11]

おわりに

本稿では、振動に対する感覚について、アンケート調査結果、人の感覚と周波数特性、建物

内での評価を中心に紹介しました。読者の皆様の参考になれば幸いです。

⁵ ある周波数を中心として上限と下限の周波数の比が2となるように分割した周波数帯域。建築の環境振動では、さらに細かく分割した1/3オクターブバンドが用いられることが多い。

参考文献

- [1] 横島潤紀：第1回 振動に係る苦情の状況および法令等、ちょうせい第109号、pp.14-24（令和4年）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000816264.pdf（アクセス令和4年10月）
- [2] 林健太郎：第2回 振動の測定方法、ちょうせい第110号、pp.16-25（令和4年）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000832392.pdf（アクセス令和4年10月）
- [3] 公害等調整委員会事務局：令和2年度公害苦情調査結果報告書（令和3年）
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r2_index.html（アクセス令和4年10月）
- [4] 坪井恒太郎、井上勝夫、冨田隆太：住宅の周辺条件を考慮した環境振動評価に関するアンケート結果の分析、日本音響学会 騒音・振動研究委員会、N-2018-27（平成30年）
- [5] 佐藤勇輝、冨田隆太、青木怜依奈：コロナ禍における環境振動評価に関するアンケート調査結果の分析、日本騒音制御工学会秋季研究発表会（令和4年）
- [6] JIS C 1510-1995：振動レベル計（平成7年）
- [7] 環境省：第2章 振動の測定と評価
<https://www.env.go.jp/content/900405117.pdf>（アクセス令和4年10月）
- [8] 環境省：振動規制法の概要
<https://www.env.go.jp/content/900405084.pdf>（アクセス令和4年10月）
- [9] 日本騒音制御工学会 環境振動評価分科会：振動測定マニュアル
<https://www.ince-j.or.jp/subcommittee/kankyoshindohyoka>（アクセス令和4年10月）
- [10] 日本騒音制御工学会 環境振動評価分科会：振動測定マニュアル、外部振動源による建物振動の評価に係る参考資料
<https://www.ince-j.or.jp/subcommittee/kankyoshindohyoka>（アクセス令和4年10月）
- [11] 青木怜依奈、冨田隆太：道路交通振動を対象とした実住宅における1週間の振動レベル測定結果と考察、日本建築学会技術報告集、第28巻、第69号、pp.721-726（令和4年）
- [12] 日本建築学会編：建築物の振動に関する居住性能評価規準・同解説、丸善（平成30年）

■次回予定

次回の誌上セミナー「振動について」（第4回）では、振動に対する対策、傾向等についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、小学生に向けた広報や広報誌への情報掲載についてご紹介します。

1 こども霞が関見学デーの実施

8月3日(水)から31日(水)まで、「こども霞が関見学デー」のオンラインイベントとして、「こども公調委 騒音やにおいて困ったときは!」を実施しました。

こども公調委



ちょうせいくん と 公調委の石口さん

今年は、公害ってなに? どうすればいいの? の疑問に、ナビゲーターの「ちょうせいくん」と公害等調整委員会の職員が一緒に考える動画を「公害等調整委員会キッズページ」を通じて配信しました。

多くの方にご参加いただき、改めてお礼を申し上げます。

「こども霞が関見学デー」は、霞が関等に所在する各府省庁等が連携し、子供たちを対象に事業説明や職場見学等を行うことにより、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的とする取組です。

公害等調整委員会キッズページ

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



2 広報誌「総務省」への情報掲載

広報誌「総務省」9月号の「MIC NEWS 01」において、「公害苦情相談窓口」を紹介しています。

記事では、市区町村や都道府県の公害苦情相談窓口では、無料で相談を受け付けていること、公害苦情相談の約7割が1週間以内に解決していることなどを、イラストを交えてわかりやすくご紹介しています。

広報誌「総務省」は、総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。



総務省ホームページ 広報誌「総務省」9月号

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2209.html



がんばってまーす

苦情対応を行うこと、その意義について



新潟県新発田市環境衛生課主事

わたなべ しんきち
渡邊 真吉

新発田市は、越後平野の北部に位置し新潟市に隣接する阿賀北の中核都市です。北西部には日本海に面した白砂青松と称される美しい海岸、東部には飯豊山や二王子岳等の山々がそびえ立つように、豊かな自然に囲まれています。

江戸時代には十万石の城下町として栄え、その跡は、今も街の随所に見ることができます。城下町の顔である新発田城は、初代新発田藩主である溝口秀勝侯が慶長3年（1598年）に築城し、3代藩主の宣直侯の時に完成しました。江戸時代から現存する「表門」と「旧二の丸隅櫓」は国の重要文化財にも指定されています。また、新発田市は「忠臣蔵」で知られる赤穂浪士、堀部安兵衛の生誕の地であり、その足跡を辿ることができます。

また、エメラルドグリーンに輝く硫黄泉で有名な温泉街、月岡温泉や、金魚台輪・帰り台輪が華やかな新発田祭り、東洋一と謳われた加治川の堤桜、名産のアスパラガスや越後姫の名前で知られる苺、昨年地域ブランドとしてデビューしたばかりの新発田牛等、多彩な観光資源を誇ることで知られています。



金魚台輪



帰り台輪

さて、当市においては、環境衛生課が公害苦情の窓口となっています。典型7公害のほか、空き地の雑草苦情や野良猫・飼い犬の糞害等、多くの苦情相談を頂戴しています。私は以前、教育委員会の所属として公民館に勤めていました。そこからの異動でありますので、騒音や振動、悪臭といった苦情対応には知識や経験の不足がつきまとい、悪戦苦闘を強いられています。今回はこの場をお借りして、対応の難しさを実感させられた、思い出深い事例を2件紹介いたします。

1件目は、私が配属されてから初めての苦情対応です。相談内容は近隣の野良猫による糞尿被害で、聞けば、餌を与えている方がいるようでした。今回のケースではその方への指導を行いました。

実際に原因とされる方にお話を伺ってみると、該当する猫は地域猫（避妊手術を行い、特定の飼い主を持たないまま地域で飼育される猫）として飼育されていることが分かりました。糞尿の場所も用意し、覚えさせているようでしたが、簡単には制御しきれないのが野生動物の厄介なところでした。

対応として、飼育者には苦情が寄せられたことを伝え、糞尿のしつけ等管理の徹底と、地域猫として飼育していることの理解を地域全体で確認するよう指導を行いました。また、相談者には対応内容と、こうした背景状況の説明を行いました。相談者は数年前に越してこられ、地域猫という飼い方にもなじみがないようです。「本音を言えば、外に出してほしくはない……」という相談

者の諦め半分のつぶやきが耳に残ります。初めての苦情対応はスッキリとした解決とはいかず、この業務の難しさを私に印象付けることとなりました。

2件目は低周波騒音による睡眠障害です。通常の騒音ではなく、低周波によるものとのこと。誰しもが聞いて“分かる”ものではないという問題です。相談者から音の特徴を伺うと、低く、ずん、と響く音で、窓を閉めた方がよく聞こえる等、確かに低周波騒音の特徴を持っているように思われます。残念ながら低周波に精通した職員はおらず、マニュアルを熟読するところからのスタートとなりました。加えて言えば、測定用の機材も常備していないため、まずは、機材借用のために遠く離れた県施設へ車を走らせたことが本当のスタートでしょうか。

今回のケースでは発生源が不明であり、周辺に発生源と思われる設備等も見当たりません。そこで、最もよく聞こえるとされる地点での測定を数日間、音が聞こえるとされる時間帯で行い、参照値（低周波苦情対応のための評価指針）と照らし合わせて音の発生の有無を確認しました。

測定後、記録された数値は参照値以上の値を示しませんでした。つまり、問題となる物理的原因の存在が怪しくなってしまったのです。もちろん、参照値はあくまでも評価指針です。相談者が実際に低周波騒音を感じている可能性を排除せず、測定結果とともに耳鳴りなど別の原因がある可能性をお伝えしました。結果として、相談者の方からは納得を得ることができ、低周波騒音問題としては一旦の終了となりました。相談者の方に対して、今は健康福祉部局や包括支援センター等、様々な方向から支援を行っています。

ところで、公民館からの異動が決まった際、上司から言われた印象深い言葉があります。

“ここでは多くの「感謝」をもらうが、これからは多くの「苦情」をもらうことになる”

当市では、多ければ年間100件近くの苦情対応があります。異動当初は、こんなにも多くの苦

情があるのか！と、驚きに深くため息をついたものです。「感謝」ではなく「苦情」、という言葉が、肩に重くのしかかりました。

しかし、苦情処理を行う中で、この多くの「苦情」は、多くの「感謝」に変えることができるということに気が付きました。前述した2件のように、完璧な解決が難しい事例も多いかと思いますが、そうした場合でも相談者に寄り添い、真摯に対応を行うことで、やがては納得と感謝に繋がっていくことでしょう。市民の皆様の幸福に寄与することは、どんな職場だろうと変わりはないのです。今では、これこそが先の言葉に込められた本当の意味だったのではないかと、折に触れて考えています。

独力で解決できる苦情ばかりではありません。まだまだ知識、経験ともに浅い私が、どうにか職務を続けることができているのは、頼れる同僚や上司の力添えがあつてこそ。私と同じようになれない職場で奮闘される皆さん、問題解決のため、是非、周りに助けを求めてください。その声に応えてくれる方が、きっといるはずです。

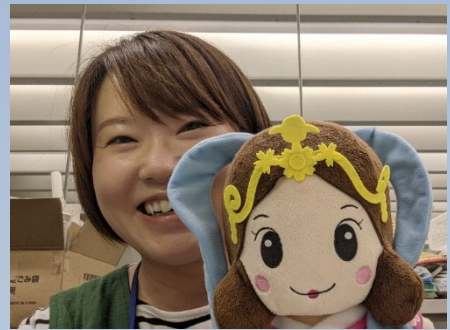
新発田市の将来都市像である「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、これからも職員一丸となって公害苦情に対応していきます。



新発田城

がんばってまーす

公害苦情対応で思うこと



市マスコットキャラクター「いづみ姫」と筆者

京都府木津川市市民部まち美化推進課主任

ねごろ りょうこ
根来 良子

木津川市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、南は奈良県奈良市と隣接しており、京都・大阪の中心部から30km圏内にあります。市の名称の由来にもなっている木津川が市域の中心部を東西に流れており、木津川をはじめ豊かな自然・里山などが多く残されている一方で、最先端の研究機関が立地する「関西文化学術研究都市」の中核都市でもあります。



また、天平12年(740年)には聖武天皇が造営した^くの^にの^みや^があったことから、日本の首都であった歴史もあり、さらに京都府内では京都市に次ぐ数の国指定有形文化財を有するなど、歴史ロマンがあふれるまちです。

全国の自治体において人口減少が課題となる中、平成19年に旧木津町・加茂町・山城町の3町が合併して木津川市が誕生して以降、人口

が1万人増加しています。市の将来像として「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」を目指し、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

公害苦情対応の所管課であるまち美化推進課には正職員9名が在籍しており、まち美化係と環境推進係の2つの係があります。

まず、まち美化係では、家庭ごみの収集・処理をはじめ、ごみの減量化や再資源化の啓発、不法投棄対策、動物の飼養管理などを担当しています。

そして環境推進係は係長1名、主任2名の計3名で、公害苦情対応のほか、騒音・振動の各種届出、環境調査、地球温暖化防止対策、市営墓地の管理、こどもエコクラブなどの業務を担当しております。

私は平成20年度に採用され、今年で15年目になりますが、これまで配属された部署の中でも、ここまで苦情が多いところは初めてでした。

当課に寄せられる苦情の中で、一番多いのはごみに関するものです。「ごみが収集されなかった」、「ごみの集積場所が散らかっている」など、ほぼ毎日のように電話がかかってきます。

公害に関する苦情は月に数件あるかないかですが、一番多いのは野焼きの苦情です。そのほか、工事現場の騒音苦情や生活騒音、「川に油が流れ込んでいる」といった水質汚濁に関する苦情、悪臭苦情などです。

ここで、私に対応に苦勞した事例を2つご紹介したいと思います。

1つ目は、原因不明の悪臭苦情への対応です。

ある住宅街で、複数の住民から「夜間に下水のような臭いがする」との相談がありました。日中に課職員や下水道担当課で現場周辺を調べましたが、臭いを感じられませんでした。

相談者にも、臭いがした日時、方向、風向きなどを記録してもらうよう依頼し、その報告を聞いても、原因は特定できず、やむを得ず夜間にも調べに行きましたが、やはり臭いがしません。ちょうど夏の時期で、草の中をかきわけながら歩いて蚊にさされたり、道ばたをはいつくばって排水溝を臭ってみたり…。

臭気測定を行っている業者に問い合わせましたが、「何月何日のこの地点で臭気を測定してほしい、という依頼なら対応できるが、日時と場所が不特定の臭いの調査は対応できない」とのことでした。

こうした苦労は報われず、結局、原因は分からずじまいのまま、苦情も次第に途絶えました。このような原因不明の悪臭苦情の対応はとても難しく、かなり頭を悩ませました。

2つ目は、野焼きの苦情対応です。

木津川市は自然が豊かで、昔ながらの田園風景が魅力の一つとも言えるのですが、一方では野焼きの苦情があとを絶ちません。相談者は田畑に隣接するニュータウンに引っ越してこられた住民などが多いのですが、ほとんどの苦情がただちに違反とはいえない、農業での稲わら等の焼却に関する内容です。

洗濯ものに臭いがつく、家の中まで臭いがするなど、相談者が困っている状況は理解できるのですが、農家さんからすれば昔から行ってきた必要最小限の野焼きであり、明確な判断基準がない中、どこで折り合いをつけるべきか悩むことがあります。

続いて、最近の公害苦情について私が思うことをお話ししたいと思います。

昔の公害は大きな工場の大気汚染による人体への悪影響などが問題となっていました。最近

の公害苦情では日常生活における生活騒音・野焼きなど、いわゆる「ご近所問題」による苦情が増えています。

ご近所問題の特徴としては、公害としてのレベルは低く、多くが法的規制の対象外であることが挙げられます。

こうした苦情相談の原因の一つとして、よく言われるのが地域コミュニティの希薄化であるように、「近所付き合いがないため原因者がどんな人物か分からないので、苦情を直接言えない」と市役所に相談される方が大変多いです。

しかしながら、ご近所問題の場合、多くがモラルやマナーの問題であり、普段から顔を合わせてお互いに声を掛け合えるようなつながりがあれば、また少しの工夫や周囲への気配りがあれば、地域の中で解決できるようなものばかりです。

私は大学生のときに、不登校児童が通う適応指導教室でボランティアをした経験があります。適応指導教室でボランティアや指導員と交流することで、児童たちが少しずつ学校にも行けるようになっていたり、明るくコミュニケーションがとれるようになっていたりする様子を目の当たりにし、「人と人とのつながりが一番大事」と感じました。そこで、こうした地域におけるつながりを作ることができるのは地域の行政、つまり市役所だと考え、本市の採用試験を受けることとなりました。

まさか環境部局に配属されて、「人と人とのつながりが大事」と再認識するとは夢にも思いませんでした。

ご近所問題で悩む住民にとって、原因者の第一印象は悪いかもしれませんが、自分が困っている状況を伝えることが、住民同士がお互いを思いやれる地域コミュニケーションのきっかけになるかもしれません。こうしたご近所問題は誰もが加害者になってしまう可能性があります。現代社会に求められる、地域の中で助け合い、思いやれるコミュニティを作るためのヒントが、公害苦情相談の中にも隠れている気がします。

公害等調整委員会の動き

(令和4年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
9月12日	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第3号事件)

令和4年6月28日受付

本件は、申請人ら(東京都など7都府県の「自動車NOx・PM法対策地域」に居住する住民153名で公害健康被害補償法の認定を受けていない者)が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーら(自動車メーカー7社)が、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国(代表者環境大臣)は、自動車排出ガス規制権限の不行使により、国家賠償法第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1億5300万円の支払を求めるものです。

○ 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第4号事件)

令和4年7月14日受付

本件は、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたのは、被申請人国(代表者国土交通大臣)及び被申請人道路会社(以下「被申請人ら」。)が、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用・竣工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染(NO₂、SPM、PM2.5及び降下煤塵)を発生させたことによるものであるとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計337万7818円の支払を求めるものです。

○ 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第5号事件)

令和4年8月1日受付

本件は、申請人が、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害され、精神的苦痛等の健康被害を被っているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることによるものであるとし

て、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 440 万円等の支払を求めるものです。

○ 恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(令和 4 年 (セ) 第 6 号事件)

令和 4 年 8 月 4 日受付

本件は、申請人が、イライラ感や不安感を感じ、日常的に仕事をしようとしても集中力が欠如する状態となり、著しい精神的・肉体的苦痛を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているのは、申請人宅の隣地で、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音(鉄骨をたたく音や鉄骨を落とす地響きを伴う音、金属切断音)によるものであるとして、被申請人に対し、慰謝料等として、損害賠償金 330 万円等の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和 4 年 (ゲ) 第 7 号)

① 事件の概要

令和 4 年 6 月 14 日、山口県周南市の住民 1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。平成 27 年 10 月 28 日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害は被申請人が操業する工場から発生させた超音波と唸り音の騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない

と認められることから、令和 4 年 8 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用する第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和 2 年 (ゲ) 第 1 号事件・令和 3 年 (ゲ) 第 4 号事件・令和 4 年 (調) 第 4 号事件)

① 事件の概要

令和 2 年 3 月 12 日、滋賀県草津市の住民 1 人から、スーパーマーケット経営会社及び日用品等販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、令和 3 年 4 月 2 日、同申請人らから、同様の被害内容について、当初申請のあった被申請人とは別の者(日用品等販売店のフランチャイジー)を被申請人として、同内容の原因裁定を求める申請があり(公調委令和 3 年 (ゲ) 第 4 号事件)、同年 4 月 26 日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら店舗の室外機等からの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 4 年 8 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の

公害等調整委員会の動き

33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和4年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年8月29日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和4年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 令和4年(調)第1号事件	特別養護老人ホーム空調設備からの 騒音防止等請求事件	R4.9.15
群馬県 令和4年(調)第1号事件	動物のふん尿の野積みによる 水質汚濁被害防止及び損害賠償請求事件	R4.7.20
埼玉県 令和4年(調)第1号事件	建築工事による騒音被害防止等請求事件	R4.8.3
東京都 令和4年(調)第2号事件	飲食店室外機からの騒音防止及び損害賠償請求事件	R4.9.16
東京都 令和4年(調)第3号事件	飲食店からの騒音防止請求事件	R4.9.21
愛知県 令和4年(調)第1号事件	鉄塔建替工事による振動被害防止請求事件	R4.7.28
愛知県 令和4年(調)第2号事件	換気設備室外機からの騒音被害防止請求事件	R4.8.16
大阪府 令和4年(調)第4号事件	飲食店悪臭被害防止請求事件	R4.7.4
大阪府 令和4年(調)第5号事件 (大阪府平成6年 (調)第5号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	R4.7.14
大阪府 令和4年(調)第6号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	R4.8.4
大阪府 令和4年(調)第7号事件	石綿粉じん被害防止請求事件	R4.9.20
広島県 令和4年(調)第1号事件	鉄道騒音被害防止請求事件	R4.7.11

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 令和4年(調) 第2号事件 [隣接コインパーキングからの騒音等防止請求事件]	神奈川県 住民1人	駐車場 管理会社	令和4年6月13日受付 駐車場内での禁止事項であるアイドリングや喫煙行為、深夜早朝における無遠慮のドアの開け閉め音、利用者の談笑等による行為により、早朝深夜の睡眠の妨げ、日中のテレワーク業務の妨げ、喫煙による自宅内の匂いや汚れ、また自ら違反者に注意することの報復の恐れ、管理会社や警察への通報による時間の浪費等、管理会社や警察へ利用者への違反行為の取り締まり及びマナーの向上を求めたが、利用者が不特定多数であることにより一向に改善が見られないため。よって、被申請人はコインパーキング事業ではなく月極駐車場に変更を行うか、若しくはコインパーキング事業を継続するのであれば利用者が発する各種騒音や喫煙による煙を避けるための自宅境界線にフェンス等を設置すること、そしてこれまで私が受けた損害に対する賠償金20万円を支払うこと。	令和4年7月22日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
神奈川県 令和4年(調) 第3号事件 [隣家からの低周波音防止請求事件]	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	令和4年6月14日受付 被申請人自宅が新築され入居した令和2年6月からヒートポンプユニットが稼働した。専門家の測定によると、令和4年1月に観測された低周波音のピーク周波数は38.6Hz前後であり、推定音源方向は被申請人自宅方向となっている。申請人は、令和2年6月から現在に至るまで、睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの症状が発症し苦痛を受けているため本申請に至ったもの。よって、被申請人は、被申請人自宅側面に設置したヒートポンプユニットを申請人自宅からより遠い被申請人自宅玄関左横の地点に移設し、移設地点	令和4年8月15日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			の横に低周波音を遮断する塀を設置すること。	
石川県 令和3年(調) 第1号事件 [公衆浴場からの大気汚染等被害防止請求事件]	石川県 住民1人	石川県 住民1人 (公衆浴場 経営者)	令和3年12月27日受付 (1)被申請人公衆浴場の煙突から排出される煤塵が、申請人住所地の敷地(屋根や車庫に駐車する自家用車)に落下することがあり、申請人は、その都度掃除、洗浄を行っている状態で、不快やストレスを感じて生活被害が生じているため。(2)公衆浴場の煙突から発生する強い臭気は、申請人が自宅窓を開けていると部屋に入ってくることもある。よって、申請人は自宅の窓を解放できず、日常生活に制限を受けていることで、不快やストレスを感じ、生活妨害を受けているため。(3)公衆浴場の利用者の車両が、駐車場で駐停車中に、長時間エンジンを切らないことがあり、その時間が20分を超えたケースもある。申請人が自宅の窓を閉めていても、テレビの視聴、音楽鑑賞、読書などに支障をきたす状態にあり、精神的、肉体的に苦痛を受けており被害が生じているため。よって、(1)被申請人は、経営している公衆浴場の煙突から排出される煤塵及び悪臭を低減するために、ボイラーの使用燃料をガスや灯油、電力のいずれかに転換すること。(2)被申請人は、(1)の燃料転換までの間、煤塵濃度が基準値以下に保たれるように燃焼装置や煙突の保守点検清掃管理を月1回以上行い、記録を保存し、A市や周辺住民から閲覧の要請があれば応じること。(3)被申請人は、公衆浴場の駐車場を利用する者が、駐停車中にエンジンを停止することを記	令和4年7月15日 申請取下げ 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			載した掲示板を浴場正面壁に1か所以上と駐車場に2か所、計3か所以上設置すること。	
山梨県 令和4年(調) 第2号事件 [幼児・児童用施設からの騒音被害防止請求事件]	山梨県 住民1人	山梨県 公益財団法人	令和4年5月20日受付 被申請人が運営する施設において発生する騒音により精神的に苦痛を感じているため。よって、被申請人は迷子や災害等の非常事態の案内放送以外の放送を中止すること。	令和4年8月19日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
三重県 令和3年(調) 第1号事件 [鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件]	三重県 住民1人	スクラップ処理会社	令和3年10月19日受付 被申請人は、その事業活動により多大な金属音を発生させ、申請人を含む近隣住民に精神的苦痛を与えているため。よって、被申請人は、金属の取り扱い時に発生する騒音の音量を下げること。	令和4年9月16日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和4年7月1日から令和4年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第 111 号 令和 4 年 11 月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第 4 号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)
03-3503-8591 (直 通)
Fax : 03-3581-9488
E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

FAX. 03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL.

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/)



公式Twitter
@MIC_kouchoi

